

第 3 5 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 7 年 4 月 2 5 日（金）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 2 時 4 4 分

第 3 5 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 1 8 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 8 6 号 競公買適格証明の発行について

議案第 1 8 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 1 8 8 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 1 7 7 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 7 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 1 7 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請取下願について

報告第 1 8 0 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 1 8 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 1 8 2 号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田 孝 行 君
2 番	岸 田 一 男 君		3 番	池 田 庄 司 君
4 番	岡 田 武 君		6 番	柴 崎 行 雄 君
7 番	高 橋 眞 一 君		8 番	大 澤 一 樹 君
9 番	渡 邊 敏 男 君		10 番	小 沼 健 司 君
11 番	高 橋 七 海 君		12 番	坂 卷 昭 一 郎 君
13 番	宮 城 与 四 郎 君		14 番	野 口 和 幸 君
15 番	籠 宮 信 寿 君		16 番	坂 卷 泰 子 君
17 番	早 野 公 夫 君		18 番	奈 良 晴 夫 君

欠席委員 1名

5 番	川 鍋 優 君
-----	---------

推進委員

菖蒲 10	石 井 松 江 君
-------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	副主幹 兼係長	田 口 一 美
主 任	松 田 知 也	主 任	松 崎 宣 幸
主 事	横 山 玲 央		

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） ただいまより第35回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、5番、川鍋委員より欠席のご連絡をいただいております。

初めに、長谷川会長よりご挨拶申し上げます。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。4番、岡田委員、6番、柴崎委員、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。

総会議案の3ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。初めに、4月8日、埼玉県農林部農業政策課主催による令和7年度第1回農地事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、田口副主幹がリモートで出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月11日及び14日、埼玉県農業会議、埼玉県農業農村振興対策協議会共催による令和7年度農業委員会等新任職員研修会が、あけぼのビル及びウェブにおいて開催され、田口副主幹、松田主任がリモートで出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月21日、埼玉県農業会議主催による令和7年度農業者年金新任担当者研修会が、埼玉教育会館及びウェブにおいて開催され、田口副主幹がリモートで出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、4月22日、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和7年度農地調整事務新任担当者研修会がウェブにおいて開催され、田口副主幹がリモートで出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

経過報告については以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたらご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第185号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第5、議案第185号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第185号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページから7ページを御覧ください。申請書番号251301番、251302番、251303番、251304番については、譲受人が同じため一括して説明します。譲受人は、加須市在住の方、譲渡人は251301番、251302番、251304番は北中曽根在住の方、251303番は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、251301番は北中曽根地内の田9筆、畑6筆、合計8,326平米、251302番は北中曽根地内の田3筆、畑2筆、合計2,176平米、251303番は北中曽根地内の田1筆、1,107平米、251304番は北中曽根地内の田1筆、822平米でございます。権利の内容は使用貸借権の設定で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び小麦を3,994アール耕作しており、取得後につきましては小麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。申請書番号252302番、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑1筆、171平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を96アール耕作しており、取得後につきましては、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号252304番、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は白岡市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上大崎地内の田3筆、畑4筆、合計6,383平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を192アール耕作しており、取得後につきましてはブルーベリー及びブドウの作付を予定しているということでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について、全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） それでは、ご説明いたします。14番、野口と申します。4月19日、杉田委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号251301、同じく251302、251303、251304が4件隣接していることから、併せてご説明いたしたいと思えます。資料は1から4をご参照いただきたいと思います。

まず、申請地でございますが、これはモラージュ菖蒲から北の方向に直線で約700メートルの位置にあります。周囲は、北側が県道、西側が水路、ほかは田んぼでございます。申請地は盛土をしてありまして、小麦が作付されております。なお、譲受人は自作地、約6万2,000平米、それから、借受地、約3万3,700平米耕作しておりまして、農業機械もトラクター、同じくコンバイン等を所有しておりまして手広く農業を行っている方でございます。

以上でございます。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋眞一です。先日の4月20日に小川委員さんとともに現地調査をしたご報告をさせていただきます。

申請書番号252302、当該地は菖蒲町上栢間地内の神明神社の西側、すぐ裏に市道を挟んで、集落内に位置しております。北側は畑、東側は市道を挟んで神社、神明神社ですが、南側は宅地と畑、西側は畑となっております。現状は耕しており耕うんがされており、きちんと管理されておりました。排水等ですが、側溝も整備されており、周囲への影響はないものと思えます。

続きまして、資料の6です。申請書番号252304、当該地は、久喜市立菖蒲中学校から南へ約1.5キロメートルほどの

水田地帯に位置し、金剛院というお寺に隣接しておりました。東側は市道を挟んで宅地、南側には水田、西側には市道、北側は畑、宅地となっております。現状は隣接している、この大きな2枚が土盛りされており、畑となっております。そこにはブルーベリーとブドウが植わっており、それ以外の小さな2枚ですが、そちらのほうは田んぼで耕うんをされておりました。あぜなどに除草剤も散布された後が見受けられ、しっかりと管理されておりました。これら状況を鑑み、今後とも適切に耕作されていくものと思われます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま野口委員、高橋眞一委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第185号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案186号

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案第186号 競公買適格証明の発行についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第186号 競公買適格証明の発行について、議案書の10ページを御覧ください。競公買適格証明につきましては、農地の競公買の入札に参加する場合、入札参加者が農地を取得する要件を備えているかどうか確認が必要とされていることから、農業委員会から適格証明書の交付を受けた上で当該証明書を提出する必要があるとございます。今回の場合につきましては、関東信越国税局に当該証明書を提出し、入札に参加することになります。適格証明書の交付に当たりましては、国の通知に基づきまして、通常の農地法第3条の許可申請の審査と同様に判断することとされておりますことから、通常と同じご審議をお願いするものでございます。

なお、入札に参加し、落札した場合は、通常の農地法第3条の許可申請を行い、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可するものとなります。

それでは、ご説明いたします。申請書番号1083番、競公買適格申請人は、加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、六万部地内の畑2筆、741平米でございます。申請の内容は、競公買参加のため適格証明願の証明依頼となっております。申請人につきましては、現在水稻を11アール耕作しており、適正に管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、売却が決定した場合は、野菜を作付するということでございます。

競公買適格証明についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口です。申請書番号1083、資料は7になります。この物件につきましては、先ほど事務局のほうからご説明ありましたとおりなのですが、関東信越国税局の競売物件で、場所は清久のコミュニティセンターより北に約80メートルの位置にありまして、周囲が住宅地に囲まれた中にあります。この申請箇所は整地され、

耕うんされてきれいになっておりました。申請者は、加須市在住ということで取得後は家庭菜園をしていきますという事になっております。

説明は以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの野口委員からの調査報告について質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 事務局に教えていただきたいのですが、この住宅地見ると、住宅がありますよね、この周りに。この筆は、これは宅地になっているのですか。ちょっと差押えになってしまっている、宅地も。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 農業委員会事務局、横山です。質問のありました筆につきましては、農地外ということになっております。宅地になっていると思うのですがけれども、農地ではありません。

○2番（岸田一男君） はい、分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第186号 競公買適格証明の発行について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第187号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第187号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第187号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の12ページを御覧ください。

申請書番号251501番、譲受人は宮代町在住の方、譲渡人は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆336平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、申請地の前面道路に上下水道管が埋設されており、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつおおむね500メートル以内に2以上の医療施設が存在することから、第3種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供とともに生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の父の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号251503番、譲受人は宮代町在住の方ほか1名、譲渡人は青毛在住の方となっております。土地の表示につきましては、青毛地内の畑1筆、321平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘク

タール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻とともに市外の分譲マンションで、もう一人の譲受人は母と子供2人とともに市外の分譲マンションで生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の親の家と近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。申請書番号252501番、譲受人、譲渡人ともに鴻巣市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑2筆、498平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外で母と兄とともに借家で生活しておりますが、家族3人で暮らすためのマイホームを建築したいと考えております。母親の趣味である家庭菜園ができることや、母親の実家が菖蒲町小林地内にあることなどから、母の所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号252502番、譲受人は狭山市に本店を置き、一般区域貨物自動車運送事業等を行っている法人となります。譲渡人は、菖蒲町下栢間在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑1筆、342平米でございます。申請の内容につきましては、賃借権設定によります資材置場兼駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、申請地の隣地に営業所を設置し、事業を行っておりますが、既存の敷地にたくさんの車両が止めてあるため、トレーラー等、車両転回スペースの確保に大変苦労している状況です。そのため、近隣で土地を探していたところ、土地の所有者から了承が得られたことから、資材置場兼駐車場のため敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号253502番、譲受人は高柳に本店を置き、土木業などを行っている法人となります。譲渡人は、高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑3筆、1,455平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良及び工事用道路のための一時転用で、転用期間は6か月となっております。農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲渡人は、当該申請地で水稻耕作をしていましたが、引水が困難な状況で毎年の耕作に苦労しており、盛土、整地等を行い、畑に変えるための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは70センチ、現況面より80センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は高柳の建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、14ページを御覧ください。申請書番号254503番、譲受人、譲渡人ともに八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫1丁目地内の畑1筆、511平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、相当数の街区を形成している区域内の農地ということで第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の実家にて母親と生活しておりますが、結婚後、現在の住居から独立を考えていることから譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきましては、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（野口和幸君） それでは、14番、野口です。ご説明いたします。申請書番号251501、資料は8ページでございます。申請地は、市立青毛小学校から北東へ約200メートルの箇所になります。周囲は、東側と南側はコート、北と西側は畑になっております。申請箇所は、畑地で盛土がされておりました、整地済みになっております。隣地境界につきましては、土留めを設置して排水は公共下水道に接続の予定になっております。

続きまして、申請書番号251503、資料は9でございます。申請地は、ふれあいセンターより西へ200メートルの位置にありまして、南側は公道、西側は私道です。そのほかは畑になっております。申請箇所は畑地で、周囲に境界ブロックを設置するという計画でございます。排水は合併浄化槽で処理をするという計画をしておるようです。

以上2案件につきましては、周囲に影響を及ぼすことはないと思われます。

説明は以上です。

○7番（高橋眞一君） 7番、高橋です。資料の10、申請書番号252501についてです。場所は、久喜市立小林小学校から北へ約500メートルの集落内に位置しておりました。現状は畑で細かな雑草が生えておりました。周囲の状況ですが、周囲は北側が宅地、東側が畑、南側が宅地、西側は市道を挟んで畑となっておりました。排水等ですが、公共の下水道に接続し、適切に処理するとの内容でありますので、周囲に及ぼす影響、今後とも支障はないものと思われます。

続きまして、資料の11です。252502、場所は久喜市立栢間小学校から約300メートルほどの北東の場所に位置しておりました。周囲の状況ですが、北側は宅地、東側は畑、南側は宅地、西側は宅地となっておりました。現状は、整地をされておまして、赤土が盛られておりました。資料によりますと、雨水は自然浸透とのことで、周囲への影響はないものと思われます。

以上2件とも許可相当と判断をいたしました。

○15番（籠宮信寿君） 15番、籠宮でございます。4月19日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。申請書番号253502、資料につきましては12を御覧いただきたいと思います。申請地でございますが、さいたま栗橋線が右手のほうにございまして、下っていただくと125号線と交差する高柳交差点を左折していただきまして、これは旧125号線なのですが、ここの1つ目の信号、高柳西という交差点がございまして。そこから北に100メートルほど入ったところが、集落にあるものでございます。周囲につきましては、西側、北側、東側ともに畑でございました。南側は、宅地に面してございます。申請地の状況でございますが、稲刈りをした後のそのまんま耕うんをされていない状況でございました。水田を畑に転用する農地改良でございますので、それに伴う工事用車両の出入り口の一時転用という申請のようでございます。農地改良の要綱に基づく、平場、法面、素掘り側溝を設けるなど被害防除策も掲げられてございますことから、隣接農地に被害を及ぼすことはないと判断をいたしました。

申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番、坂巻でございます。4月21日に現地調査を行いましたので、ご報告申し上げます。

申請書番号254503、ここは現状畑で、耕うん済みでございました。申請地は、鷲宮行政センターから北へ1キロほど行ったところの集落内に位置しております。この図面、御覧のように、さいたま栗橋線100メートルぐらい位置のところでございます。北側、東側が市道、南側がこれは小山のようになっていまして、公園で浅間神社の碑、塔がありまして、ブランコとか滑り台等もあるところでございまして、西側が物置等がありまして、宅地になっております。被害防除につきましては、マウンドアップ、敷地外周を盛土あるいは外構工事等を主に計画しておまして、排水につきましても、集水ますを通じて北側の市道側溝に接続するということになっておりますので、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。この案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断をする次第で

ございます。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの野口委員、高橋眞一委員、籠宮委員、坂巻委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

柴崎委員。

○6番（柴崎行雄君） 柴崎です。一番最後の254503、面積が511平米ということで、農業委員になったときに500平米まで以内と聞いた気がして、理由をお聞かせ願います。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。自己用住宅の上限面積はおおむね500平米になっておりまして、基本的には、500平米で切っていた経緯はあるのですが、本案件につきましては、申請者の宅地として必要な面積が511平米であること。仮に500平米以内にしていれば残り11平米残しても、こういった少ない農地を耕作できるかと言われれば難しいところもありまして、個別案件としてやむ得ないという判断をしております。

以上です。

○6番（柴崎行雄君） はい、分かりました。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○6番（柴崎行雄君） はい。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） では、なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案187号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第188号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第188号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第188号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の16ページを御覧ください。

久喜1番、設定を受ける農地は除堀地内の畑8筆、6,341平米でございまして、白岡市に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用10年間、賃借料は反当たり1万円となっております。

続きまして、16ページから17ページを御覧ください。栗橋1番、設定を受ける農地は栗橋地内の田22筆、3万2,794平米でございまして、栗橋在住の方となっております。設定する権利は賃貸借権ほかの設定、水田利用10年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案についての説明は、以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第188号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、お願いします。

○副主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の19ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は2件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、21ページから23ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は7件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、25ページを御覧ください。農地法第5条の許可申請取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条許可申請書が提出されましたが、計画変更により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、27ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は1件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、29ページから31ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は11件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、33ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 2時44分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和7年4月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 岡田 武

署名委員 柴崎 行雄